

令和4年度第1回仙台市環境影響評価審査会 議事録

■日 時	令和4年7月20日(水) 9時30分～12時15分
■場 所	仙台市役所二日町第二仮庁舎(MSビル) 2階会議室(WE B会議形式)
■出席委員	山田会長、丸尾副会長、岩谷委員、大野委員、小林委員、西條委員、斎藤委員、多田委員、廣木委員、牧委員、松木委員、森本委員、山口委員、横尾委員
■欠席委員	菊池委員
■事務局	菅原環境部長、渡邊環境企画課長、相田環境対策課長
■審議	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 菅生太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書について(諮問第74号)
■報告	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画に係る事後調査報告書(工事中その2)(案)について ・仙台市新墓園建設事業(第2期)に係る事後調査報告書(第10回)(案)について ・仙台市東部復興道路整備事業に係る事後調査報告書(第8回)(案)について ・仙台港バイオマスパワー発電所建設計画に係る工事計画の変更及び環境影響の再予測評価結果について
■事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者1 (仮称) 菅生太陽光発電事業 事業者 ・事業者2 (仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画 事業者 ・事業者3 仙台市新墓園建設事業(第2期) 事業者 ・事業者4 仙台市東部復興道路整備事業 事業者 ・事業者5 仙台港バイオマスパワー発電所建設計画 事業者
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査会成立報告
事務局	<p>【次第2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料確認
山田会長	<p>【次第3 審議】</p> <p><<公開・非公開の確認>></p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする</p> <p>→(各委員了承)</p> <p>議事録署名 岩谷委員に依頼</p> <p>→(岩谷委員了承)</p>

(審議 1)	それでは審議に入る。
山田会長	(仮称) 菅生太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書について、事務局より説明をお願いする。
事務局	<p>本事業については、環境影響評価法の対象事業であり、当該法では、事業着手までに4段階の手続きを規定している。今回は、最初の段階である「配慮書」手続きであり、6月7日から7月6日まで1か月間縦覧を行っていた。</p> <p>本事業については、事業実施想定区域に複数の自治体が含まれることから、本市は関係自治体としての取扱いとなり、宮城県知事に対して仙台市長意見を発出することとなる。なお、事業者に対しては、関係自治体の意見を踏まえ、宮城県知事から意見を発出することになる。</p> <p>また、市長意見発出までの期間が限られていることから、資料1-1のとおり審査会に諮問を行った後に、委員の皆さまから事前に書面にて意見を募集させていただいた。</p> <p>それでは、配慮書の内容について別冊資料1、また、事前意見に対する対応方針について資料1-2に基づき、事業者から説明をお願いする。また、縦覧により提出された住民意見の概数、および仙台市に関する主な意見・概要について、可能な範囲で説明をお願いする。</p>
事業者 1	(別冊資料1、資料1-2について説明)
山田会長 小林委員	<p>住民意見については43通届いており、仙台市に関する意見はなく、村田町に関しての土砂災害や自然災害を心配する意見が主なものであった。</p> <p>ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。</p> <p>仙台市と村田町菅生、その間を接続する自営線の中身を教えていただきたい。パネル1枚ということは非常に小さいわけだが、自営線でこれをつながなければいけないのは制度上の問題であると理解をしている。ただ、私どもがここで今議論しなければならないのは環境に対するインパクト等であり、その1枚を接続するためには工事が伴い、安全、それからCO₂、環境インパクト等々、非常に大きいインパクトがあると思う。事業としてもかなり無理をした形になっているのかなという印象を受ける。</p> <p>例えば自己託送というような形で、既に敷設されている、例えば東北電力さんの送電網に入れ、仙台のパネルのところにPCSを置いて自己託送にすることで、この自営線を何とかやめることはできないのか。要は制度上いけるのであれば、環境の側面で考えるとやめたほうが絶対いいということだと思う。まずは技術的にそのような方法ができるかどうかを確認して、どうしても駄目なときには、さらにそれでも何とかならないのかというのを考えるべきではないかと思う。事業をされる方にとっても、そこは頭の痛いところ</p>

	だと思うが、何かそういったことというのは考えられないか。よろしくお願 いしたい。
事業者1	長年にわたって資源エネルギー庁様とその点においては協議をさせていた だいたが、現行のいわゆるF I T法上、そういう電気的接続というもので、事 業のパネル1枚であろうが1メガであろうが、つなげないと事業地と しては認めないというような形で資源エネルギー庁様からも回答をいただい たことから、我々としてもこういう形を取らざるを得なかつたというのが今 回のこの事業計画になっている。
小林委員	自営線の内容は、いわゆる電線で、低圧線と呼ばれる220ボルトの電線 を地下に埋設して、村田町まで電気を流していくということがF I T法上絶 対だという回答を今得ている状態で、こういう計画を進めざるを得ないとい うのが実情である。
事業者1	すなわちその220ボルトの電線というのはDC1本という理解でよろし いか。
小林委員	そうである。この点、非常に無駄であり、環境に与えるインパクト等々も あるので、かなりの時間、資源エネルギー庁様とも協議をさせていただいた が、法律上そういう形を対応してもらわないと認められないということで 回答を得ているというのが今の結論である。
松木委員	状況については理解した。事業としては、とにかくやるということは決め てやっているということだと思うが、一方でいびつではないかという指摘が 出ている。これは多分、環境ということについては全員が共有できることだ と思うが、本来うまくできるためにある法律が非常にものを悪くしているよ うな状況だと思うので、何か考へないといけないのかなと思う。
事業者1	同じく、そのパネル1枚に電線を通すということで、仙台市にどうしても 1枚置かなければいけないということ、あと村田町の中にある鉄塔を使用し なければならないという事情をもう一回ご説明いただきたい。
	まず、制度のことについて、最初に設備認定というのを経済産業省様で 取らせていただいており、そのときの当初想定は、茂庭のほうで全面的に事 業を行うことで計画を取得していた。事業エリアを動かす場合に関しては、 そこまで電気的接続といって、いわゆる土地の使用権限をつなげていかな きやならない、電線をつなげなきやならないよというのがF I T法上規定さ れており、そのためにこの自営線の埋設が必要だということになっている。
	ではなぜ村田町に置くことになったのかというと、もともとは東北電力様 が茂庭から太白区にある鉄塔まで自営線を引っ張って系統連系しますよとい う形で一旦契約はさせていただいたが、杜の都条例（杜の都の風土を守る土 地利用調整条例）等々で線を引けないと、そこまで線を引っ張つくること

ができないので、系統連系鉄塔を変更してくださいという申入れがあり、東北電力様と協議をさせていただく中で、村田町の鉄塔のほうに変更をするということになったので、そのエリアで事業用地を設定し直したと。結局、事業をするためには仙台市のほうに置くというのがF I T法上、今度は必要な話になってきて、今回のこういった計画になったというような内容である。

松木委員

2-16ページのところに複数案の設定について、本配慮書ではゼロ・オプションを設定しないということで結論づけられていて、民間の太陽電池発電事業の実施を前提としていることから、と書いているが、かなりいびつな計画なのだけれども、仙台市にもともと設置するものとも違う、市外の町で設置してというところで、先ほども43通ですか、村田町のほうから意見があつたということで、かなり反感を買うというのはやはり目に見えているかなと。もちろんそれも考慮したことだと思うが、かなり住民に説明というのが難しいのではないかというふうに私も一意見として思う。そのオプションが考えられない、仙台市のほかの場所で考えるであるとか、村田町のほかのオプションが考えられない理由というのがちょっと私には分からなかつたので、ほかのオプションについて考えられない理由をもう一回説明していただけないか。

事業者1

ゼロ・オプションについては、事業を中止するというような、どちらかというとそういうイメージで書いてるので、そういった観点でゼロ・オプションというものは現実的ではないという、そういった背景があってこういった記載の内容としている。

それと、村田町のほうの鉄塔については、先ほど説明したとおり、東北電力さんと協議して、もともとのところ、つなごうとしていたところから一番近いところで系統連系できる鉄塔が村田のほうの鉄塔だったということで、系統連系するところに近いところである程度の規模、発電容量を確保できる用地を確保するというのが現実的な対応だと判断し、そこで今、設定しているという考え方である。

複数案の検討ということで、現在は配慮書の段階で、配慮書の2-18ページに掲載している村田町の平面図があり、この程度の図面しかまだ検討されていない。今後、もちろん周辺の住民の方々の意見や住居の立地状況などを踏まえ、パネルの配置など、場合によっては事業区域の見直しとかが必要になってくると思うので、そういったことを含めて絞り込みを行っていくという考え方で、配慮書のほうには複数案の設定についてということで書かせていただいたというのが現状である。

松木委員

了解した。

多田委員

この太陽光パネルの大きさについて、サイズとしてはっきり書いていただ

	いたほうがいいと思う。配慮書ということで、変わるべき可能性があるというの が結構あって、そういうのが不安な感じもさせてるので、容量だけじゃなくて サイズとかもはっきり書いていただいたほうが信頼があると思う。
事業者 1	採用するメーカー等も検討中の段階なので、今後、いただいたご意見を基 に検討を進め、方法書等に記載する。
小林委員	先ほどの続きになるが、当初茂庭で取得した設備認定を、菅生で取り直す ことはできないのか。
事業者 1	<p>当初計画の認定取得時においては、東北電力様はそこの最寄りの系統連系 鉄塔、もちろん仙台市の太白区内での系統連系鉄塔で連系できるということ を前提として設備認定の取得と系統連系の契約をした。我々も事業は引き継 いでいるので、当初の取得時のことに関しては伝聞調になるが、契約はでき たと。実際、書面上確認するところによると、東北電力様ともきちんと太白 区にある鉄塔上で接続をするということで設備認定及び系統連系の契約はし ている。ただ、事業を進めるに当たって、系統連系までの電線を東北電力さ んが引いていく中で、杜の都条例（杜の都の風土を守る土地利用調整条例） 等々もあって、すみません、やっぱり系統連系できませんということが東北 電力様からあり、この認定を生かすのであれば、今回の選定している村田の 鉄塔になるというようなことになった。</p> <p>結局のところ、こちらに系統連系するということであれば、例えば茂庭に 全面的に張ったとしても、いずれにしろ東北電力さんがこの占有許可を取つ て、全部自営線を引かれるという形になるので、FIT法上でいうと、どっ ちが事業地であっても、結局この線というのはどちらにしろ必要になってく るというようなものである。</p> <p>そういった中で、ご指摘のとおり、無駄じゃないかとか、いろんなものがあ り、資源エネルギー庁様とも相当な協議は現状させていただいているが、 今のところ、それをもって、じゃあもうこのパネル1枚要らないよというよ うなところの了解は取れていない状態なので、今はこの配慮書に記載してい る計画で進めている。</p> <p>ただ、こういった形で仙台市の委員の方々、宮城県の委員の方々等々から そういったご意見はいただいているので、そこら辺を取りまとめて再度、資 源エネルギー庁様とは折衝を行わせていただこうと思っているが、方法書の 段階でじゃあこれは要らないよというような回答を得るという確認も今のと ころないので、そこは計画を進める中で資源エネルギー庁さんとも、仙台市 様、宮城県様等々の意見を踏まえて、地場の意見としてこういう意見がある んだけれども必要なのかというのは随時問い合わせながら、この計画自体は進 めさせていただこうと思っている。</p>

その旨に関しては、もちろん村田町の方々に関しても同じようなご説明はさせていただくので、これでもう進めるというお話ではないが、FIT法上もちろんこの話で進めさせていただきながら、無論ご指摘のあったこの無駄なこと、いびつなものというのがなくなる形になるほうが我々事業者としてももちろん無駄にそういう工事等々が必要なくなるので、事業上もメリットとなる。無論こういう委員の方々からご指摘が出ている中で、いかがなものかというのは常に資源エネルギー庁さんのはうには意見を提出させていただきながら、この事業自体は進めていきたい。ただ、その確証がまだ取れていない段階なので、配慮書とか方法書というのは、これはまだこの形で進めさせていただきたいというのが本音のところである。

小林委員

状況がだんだん分かってきた。いろいろ検討もされている上でのことと理解するわけだが、例えば東北電力さんの電柱を使って、直流線を架空で引かせてもらうということにするとずっとインパクトが小さくてできるだとか、環境的な側面で考えたときに、もう少し何か考えないといけない。道路面を掘削して埋めるわけで、工事量にしても何にしても、そこで出るCO₂にしても、カーボンニュートラルを目指しているこの太陽光発電の話をするのに、何か非常にばからしい。エネ庁にとってもおかしな話だと思うが、決まった制度を守ろうと思うとそういうことになり、何のための制度かといったことは思うが、何か技術面をぜひ考えていただければと思う。

事業者1

了解した。

廣木委員

そもそも今回の事業というのは、FIT法の認定を取った当初の前提となっていた系統連系が茂庭ではできなくなったものであり、法的にはまだ認定要件は継続しているとしても、実態的には失っていると同じものではないかなと思う。法律上は未稼働案件としてエネ庁さんと協議しているとしても、やっぱり制度の趣旨からすれば、本来ここは一旦過去の認定というのを返上して、新たに村田のはうで単独の事業として行うというのが自然だと思うのだが、そのようにできない理由というのをお聞かせいただきたい。

事業者1

まず、我々としては、茂庭でそもそも事業を進めようと思ったが、まず第一に、契約をしてから、できないですと言ってきたのは電力会社さんというところがあり、我々としてはぎりぎりまで茂庭で既存の敷地において事業をやるために話というのは全てやらせていただいたというのは前提としてあることはご理解いただきたいと思う。

そういった中で、じゃあなぜ取り直しにならないのかといったら、今度はFITの単価がもう、というか、FIT制度自体がそもそも今もうなくなつており、FITの仕組みの中でこの事業というのができなくなるので、そうすると事業そのものができなくなるというところもあり、今回その取り直し

廣木委員

等々というのは検討をせずに、この今の未稼働案件をきちっと事業として仕上げるというところで進めさせていただいているというところである。

山口委員

事業者さんとしてそのように考えていることは理解する。だから、未稼働案件を一応認めているというのは、そういった事業者さんの過去の経緯を踏まえてということではあると承知はしているけど、ただ、やっぱりそれはある程度事業の形態が同じであることを前提として想定されていたと思うので、今回みたいに形態がほぼ変わってしまっているというものについて適用を求めるというのはいかがなものか、と私は考える。一応それはあくまでコメントということでご理解いただければと思う。

事業者 1

環境影響評価審査会としては、環境に影響があるといつても、やっぱり人間生活上、長期的に見てプラスになればやっぱり事業は進めるというような考え方もあると思うが、例えばトータルとして我々の人間生活にプラスになるのかというところを考えなきゃいけない。例えば木を剪定して二酸化炭素が吸収できなくなるとか、あとパネルを設置してエネルギーがつくられるけど、廃棄するときにどれくらいエネルギーを消費するのかとか、つくるときにエネルギーを消費するのかとか、あと終わった後に植林を再生させるためにどれくらいの長期間的なレベルで元の自然に戻るのかとか、この事業の目的のところに温室効果ガスの削減による地球温暖化対策に寄与することを目的とすると書いてあるけれども、そういうトータルな視点でこの事業が本当に寄与するのかなというところがちょっと気になっている。こういうところでちゃんと計算してモデルを出して、いや寄与できますよと言つてもらったら、じゃあ太陽光発電ももしかしたら我々にプラスになるのかなというところもあるかもしれない、ぜひそこをちゃんと考えてほしいなと思う。

ただ、ちょっと難しいところが、数字とかガスとかで計算できるところだけじゃなくて、景観とか反射光とか、いろんな問題が数値で表れないところがいろいろ出てくると思うので、本当にトータルとして太陽光はこの目的に挙げられているような地球温暖化対策に寄与できるのかどうかというところは、もし分かっていたらちょっと解説いただくな、あるいは、次の段階でこれを入れてちゃんと事業がプラスになりますよというのを話してほしいなと思っている。

温室効果ガス等については、宮城県さんの審査会の委員の先生方からも同じような意見が出ている。伐採によるCO₂の吸収量の減少、あとは自営線の工事に伴うCO₂を含めた温室効果ガスの排出が増加するということ、こういった排出量が増加するということに対して、今回の事業でどの程度CO₂の削減効果があるのかということをある程度明らかにする必要があるというご指摘があったので、その辺は方法書のほうで具体的な算定方法を記載して

いきたいと考えている。

反射光とか、そのほかのものについては、環境影響評価手続のそもそもの制度を考えると、事業をやるやらないという判断をするための材料ではなくて、事業をやるためにいかに環境影響を少なくして事業をすべきかというのが基本的な考えだと思うので、その観点に従って、極力影響の少ない計画を今後検討していくと、そういった考え方で事業を進めていきたいと考えている。

山田会長

山田会長

それでは時間になったので、ここで事業者の方は退出を願う。

次に答申案について審議する。

事前に配布している資料1－3の答申案について、委員の皆様から、事前の意見はなかったが、先ほどの事業者との質疑応答も踏まえ、改めてこの場で何か意見等はないか。なお、今回の答申作成にあたっては、村田町で起こり得る環境負荷の問題については、別途、委員の意見としてまとめるが、答申の中に含められるのは仙台市に関わるところ及び計画全体の話になるので、その点をお含みおきいただいて、ご提案があればお受けする。

多田委員

今の会議の中でもあったと思うが、CO₂排出量の件もこの答申案の中にしっかりと含めていただいたほうがよろしいかと思う。

山田会長

森林伐採等に伴うCO₂吸收能力の低下が後々の発電事業によってきちんとプラス、プラスというか、エネルギーを生んでその効果が相殺あるいはそれ以上の価値があるのかどうかという、そういうシミュレーションをちゃんとやってくださいという意見となるかと思う。

松木委員

野生動物の保護区域に入っていたり、あと植生としても非常にすぐれたところがあって、仙台市の比較的近い隣町ということで、動物の行き来というのは、もちろん市町村の境はないので、仙台市としてもその自然環境を守る上では仙台市と村田町を共有する動物も必ずいる。仙台市としても、特に鳥類であるとか、水鳥の関係、マガノの飛来地にもなっているということで関係してくると思う。なので、自然環境に関しても、仙台市としても、人間としても、多分、村田町のほうにレクリエーションに行くという人もいるでしょうし、また動物の環境としても、村田町でのことですけども、仙台市民、仙台市として関わってくるものなので、そこについても記載があってもいいのかなと私は個人的には思う。

山田会長

それに合わせると、ここの地域は土砂流出の指定区域もあるので、この計画段階で複数案として、そういう区域をなぜ外す案も出さなかつたのかというのがちょっと疑問点もあるので、そういうことも含めた、何か今は全体だけ取れるところだけ全部取った形で区域として何か計画を立てているようなので、そうじゃない環境配慮の複数案をちゃんと出しなさいというよう

	な意見としてまとめさせていただいてもよろしいか。
松木委員	はい、仙台市としてもそれを出してもらえるのであればそのほうが、多分、県からもいっぱい出るとは思うが、仙台市にも関わることであるということで。
斎藤委員	本日の先生方のご意見、非常に同意する。答申案に関しては、先ほど小林先生のお話もあったが、やはり宮城県との接続というところが非常に大事で、全体の中で仙台市がどこを担うのか、どの部分を担わなければいけないのかというところを明確にする必要があって、県とのやり取りは密にしていただいて、このゼロ・オプションも含め、検討いただければと思う。
	また、答申案の1の(1)の文言では、工事に伴うものに関する記載がある、廃棄物に関しても、その工事に伴う環境影響で廃棄物等に関わる影響とあるけれども、やはり1枚とはいえ、使用後も含めた記載は必ずしていただきたい。というのは、この仙台市の1枚とはいえ、これを担うというところがやはり全体の中の一部になって、村田町のほうでもそことの整合性も出てくるかとは思う。20年30年先の話にはなるけれども、やはりそこまで網羅した、俯瞰したような答申であっていただきたいと思う。
山田会長	その他なければ私から1点だけ。この事業者の運営体制で、合同会社となっているが、その中身というのは何かJVのような構成会社が幾つか入ることが想定されているのか。ページでいうと2-25。私の心配は、中身が見えない会社なんだなと思って、さらにオペレーションとメンテナンスで外部委託をしていると。誰がどういう形で責任を持つ体制なのかよく見えないので、何かこういうところも答申の中にきちんと運用体制の責任の所在を明らかにするように伝えるべきかなとは思っていたが、そのような点を指摘できるか。
事務局	こちら事務局のほうでも、事業者の構成までは確認が取れていないので、そういったご意見なども踏まえて、事業者のほうに投げかけてみるとできるかと思う。
山田会長	それでは、本日のご指摘をもとに、最終的な文面等の調整については、私と丸尾副会長に一任いただくというかたちではいかがか。
(報告1)	(異議なしの声)
山田会長	それでは、そのようにさせていただく。 もし、追加の意見があれば、後日、事務局までご連絡をお願いする。 【次第4 報告】 それでは、次第4、報告に入る。 (仮称) 泉パークタウン第6住区開発計画に係る事後調査報告書（工事中その2）（案）について、事業者より報告をお願いする。

事業者2	(資料2について説明)
山田会長	ただいまの説明に対して委員の皆様からご意見、ご質問をお願いする。
西條委員	廃棄物のところで8. 8-1のページ。現場事務所から出る廃棄物についての予測はしていなかったので、結果としてプラスチック類とかガラスくずだとか現場事務所からの廃棄物が出ましたという結論になっているけれども、現場事務所を設置するということであれば、そこからの予測というのは当然しておくべきではなかったのかと思う。
事業者2	それから、同じく現場事務所からの廃棄物で、金属くずについての再資源化が80%ぐらいということだが、金属くずは比較的再資源化が大きい物質だと思う。この内訳、内容をお聞きしたい。
事業者2	まず、1点目のご指摘については、ご指摘そのとおりで、現場事務所を設置するのは当初から分かっていたので、そちらを予測すべきだったということは反省点である。施工業者さんが決定していない中での予測なので、なかなか事務所からどの程度の廃棄物が出てくるかというところまで予測するすべがなかったというところが現状で、今後、同じような場で予測することがあつたら、検討させていただきたいと思っている。
松木委員	2点目については、現時点でこの場でお答えできるほど情報がないため、追ってご報告をさせていただきたい。
事業者2	先ほど、2. 2-1の改変区域の拡張に伴う環境影響のところで、拡張することによって、植物、注目すべき種15種あったけども、周りにもあったので問題ないというお話があったが、もしその改変区域に生育する量が多くなった場合に、周りの植物もそれがなくなったことによって例えば受粉できないとか、いろんな影響で周りもどんどんなくなってしまうという可能性もあるかなと考えている。拡張される区域とその周りの区域でどの程度の量であるとかというのがちょっと感覚として分からないので、詳しく教えていただきたい。
事業者2	こちらの量についても持ち合わせていないので、これも追ってご報告をさせていただきたい。
松木委員	2. 2-2ページを見てみると、結構、物によっては減少種で、かなり将来的に減少のおそれがある種とかも含まれていたので、近くにあるとはいえ、どれぐらいの量かというところを丁寧に見させていただきたい。
事業者2	できる限り資料を提供させていただきたい。
山口委員	1. 9章で神社の用地を獣害でというような話のところがちょっと出っ張っているような感じにやったみたいだが、そこは盛土しているところか。
事業者2	1. 9-5ページをご覧いただきたい。獣害というものと神社用地拡張というものは同じ場所ではなくて、1. 9-5ページの図で示している緑で丸

	をついている範囲が神社用地の拡張というもので、一方で獣害と言っているものが青囲みしている範囲の話であり、場所としても結構離れており、同一のものではない。この神社用地の拡張部分については逆に切土で、もともとの盤よりも下げる仕上げ盤をしているので、盛土はしていない。
山口委員	じゃあ右側の青いところは、ただ木を切っただけということか。
事業者2	そうである。
山口委員	了解した。
	あともう一つ、どうも造成地の中に仮設の調整池をつくって、それがある程度終わったら調整池を埋め立てるみたいな感じの工事の仕方をしているようだが、その仮設の調整池の処理というのは、例えば堆積土砂をきちんと削除して、切土も側面もちゃんと整備して、段切りみたいなのをしてやっていいるという考え方で、そういうのはちゃんと配慮して工事しているということですか。
事業者2	はい、ご指摘のとおりで、やはり仮設の調整池で水がたまっていたところというのがどうしても地盤の強度的には弱部になってしまふ可能性があるので、堆積土砂を除去する、段切りを行う、さらには、最終的に締固め度を確実に取れるようにということで、締固め度の検査を行っており、全てにおいて地盤強度が確保できるようにということで仮設の対策もして行っている。
山口委員	了解した。では、もし、まだこういう工事が続くようなら、そういう資料もつけていただくと、多分かなり安心して見ていただけると思う。
事業者2	了解した。
山田会長	それでは、この件については以上とする。
(報告2)	本日の意見などを踏まえて、事後調査報告書の取りまとめをお願いする。
山田会長	次に、仙台市新墓園建設事業（第2期）に係る事後調査報告書（第10回）（案）について、事業者より報告をお願いする。
事業者3	（資料3について説明）
山田会長	ただいまの説明に対して委員の皆様からご意見、ご質問をお願いする。
多田委員	先ほどの浄化槽の処理能力の件で、水道量はあまり大きな影響がないということで、実際、お盆の時期に何か濃いものを流しているとか、使用している方の何かその状況が変わっているということもあるのかなとちょっと想像したのと、あとは来年度も調査していただけるということだが、そのときもこのお盆の時期もやっていただけるということでおろしいか。
事業者3	浄化槽の内容、お盆に実施しているということについて、まずその時期に便所の利用者が多いということで、その時期を設定している。流すものについては、便所利用に際しての排水が浄化槽に流れ込んでいるという形で、特

段、何かそれ以外の濃いようなものが流れているという状況は確認できていない。

山田会長

私たちも追加で、これからその運転の仕方を工夫していただいて、特にこういうところはトイレ排水が大部分を占めるような、ちょっといびつな負荷がかかると思う。窒素、リンといった生態系にそれなりに負荷がかかるような成分についてもう少し配慮していただいたほうがいいかなと思うのでご検討願う。

事業者3

了解した。

岩谷委員

騒音の件、今回調整していただいた件で、94ページに8-5-4という表と8-5-5という表が2つ掲載されている。その中で、8-5-5のように音量レベルを下げて、4になると65.9dBになったという話だと思うが、これは相対的に考えればs5も同じように下がると思える。というのは、拡声機で流す音というのは、周りからすると騒音かもしれないけれども、必要な情報を伝えるものもあるということからすれば、必ずしもレベルが高いから、大きいから騒音であるということではなくて、必要な情報を伝達しなければならないというようなことでもあると思うけれども、s5というところは、その音量を調整した後にきちんと情報は伝わるということは確認していただいているのか。

事業者3

まず、s5という地点をなぜ設定したかというと、93ページのところで一番左端のところに当たる地点、墓園周辺への影響ということで、一応墓域内から少し外れたところに設定しているところになる。ということで、今ご指摘いただいたとおり、放送がちゃんと聞き取れるかどうかというところについては、95ページ、放送内容が聞き取れるかどうかの確認というところを設けており、ここで墓域外への影響を考えるs5を除き、一番騒音のレベルの低いところで聞き取りの実際調査をやっており、音量を下げた状況でも、ここで聞き取りが十分取れたということを確認できている。

岩谷委員

そうすると、s5というのはお墓があるところではないということか。そのs5の左下に四角く区画があるような気がするが、そこは墓園の中ではないということか。

事業者3

そういうことになる。

岩谷委員

了解した。

山田会長

それでは、この件については以上とする。

(報告3)

本日の意見などを踏まえ、事後調査報告書の取りまとめをお願いする。

山田会長

次に、仙台市東部復興道路整備事業に係る事後調査報告書（第8回）(案)について、事業者より報告をお願いする。

事業者4 山田会長 大野委員	(資料4について説明) ただいまの説明に対して委員の皆様からご意見、ご質問をお願いする。 生態系注目種として、オオタカの行動状況及び繁殖状況についてお聞きしたい。事後調査のときに、南蒲生地区においてオオタカは確認されずと書いてあるが、その後、9-38のところで、南蒲生地区、井土地区ともに生息環境は減少しつつあるものの維持されていると推測されている根拠についてお聞きしたい。
事業者4	海岸林に関して、以前、営巣が確認されていた海岸林自体は、倒木とかは徐々にあるが、海岸林自体がまだ残存しており、オオタカではなくミサゴが営巣しているような状況になっている。なので、潜在的にオオタカに関しても、場所さえあれば営巣可能な環境が残っていると考えており、生息環境としては倒木が増えているので減少しつつあるが、現状まだ維持されているというふうなことで考えている。
大野委員	林の枯死や倒壊などで減少しているというところで、その量的な数値が示されていない。工事によって減っているのではなくて、林によって確認数が減っているのだろうみたいな結論を出すのはいかがなものかと思う。もう少しきちんとした根拠が必要なのではないか。
事業者4	もともとの林の営巣に適した胸高直径の営巣木と同じようなものの本数というものを最初の段階で何本とかということを記録は行っていたなかったもので、その本数が何本とかということを示すことはちょっと難しい状況ではあり、先ほども申し上げたとおり、現状、ほかの猛禽類が営巣可能な状況にあるということから推測して、オオタカに関しても、条件が整えば繁殖可能であるということで考えている。
大野委員	その条件が整えばということは、ほかの条件が悪いということで、そうなると林の枯死が原因ではないということになるのでは。そのほかの原因というのを調べなくともいいものなのか。
事業者4	ほかの原因となると、餌環境とか競合種との巣間の位置とか、そういうことになるが、現状ではそこまでの調査はできていない。
山田会長	事業者さんにお願いだが、やっぱり生き物それぞれ生態が違うので、ミサゴがいるからオオタカも大丈夫でしょうという言い方は結構乱暴な論理だと思う。そこは丁寧に、出てこない現状とか問題をしっかりと指摘していただくのが報告書だと思うので、推定はしないほうがいいのではないかと思う。大野委員、いかがか。
大野委員	そのとおりかと。確かに枯死や倒木などがあるのかもしれないけれども、それだけが本当に原因なのかと言われると、多分お答えできない状態になるのでは。なので、何となくイメージで書かれるのではなくて、きちんとした

事業者4
山口委員

根拠を示しながら、こういうことでこういうふうになっていますという書き方をしていただけだと、読んでいるほうも納得しやすいので、きちんと周りの状況を調べながら、なるべく数値的に書いていただきたいと思う。

了解した。

地形のことについて、地盤の調査は定期点検と特別点検があつて、3月の地震が終わった後に特別点検をやっているということなのだと思うが、特別点検は水路の状況しか出ていないようだが、多分地震の後、道路を全部見回っているのでは。被害がないというのを多分確認していると思うので、写真はもしかしたらちゃんと定期点検と同じ場所を撮っていないようなことがあるかもしれないが、なおほかの地点も目視で検査したところ地震による被害はなかったとか、付け加えてもらったほうが地震でも大丈夫だったんだなというのが分かる。もし被害があったら、地震でどういうところがどういう現象が起きたというのを載せたほうがいいと思うし、そのところを付け加えたほうがいいかなと思う。

事業者4

こちらの事後調査報告書のほうには記載していないが、特別点検を実施した際にも、こちらの現場についてはしっかりと通常点検と同じ地点において撮影を行っているので、こちら追記をさせていただく。

西條委員

外来種と在来種という話で、9-37ページ。以前、この審査会でも外来種に関してはいろいろ論議をした。その結果、こういう状況になったと思うので、とてもいいことと思う。令和4年度で、もし減少していればこれで終了しますというお話だが、令和4年度の調査はいつ頃の予定になっているか。

事業者4

令和4年度の調査は、外来種の開花時期に合わせて6月に実施をしている。

西條委員

では大体の方針はもうでているか。

事業者4

データセンターの報告を踏まえての報告になるが、内容としては今の方針に沿った形の結果が得られているということはお伝えできるかと思う。

西條委員

了解した。

山田会長

それでは、この件については以上とする。本日の意見などを踏まえ、事後調査報告書の取りまとめをお願いする。

(報告4)

山田会長

次に、仙台港バイオマスパワー発電所建設計画に係る工事計画の変更及び環境影響の再予測評価結果について、事業者より報告をお願いする。

(資料5について説明)

事業者5

ただいまの説明に対して委員の皆様からご意見、ご質問をお願いする。

山田会長

118ページの蒲生仮設用地について、図の3.4-8で、凡例の中に七

松木委員

	ヶ浜仮設用地となっているのは、蒲生仮設用地の間違いか。
事業者 5 松木委員	ご指摘のとおり、こちらは蒲生仮設用地の間違いである。 その蒲生仮設用地について、ここはもともとどういう場所として利用されていたのかという点と、あとやはり隣に貴重な蒲生干潟があるということで、それに配慮してということだが、仮置きということなので、いずれそれを移動すると思うけれども、どれくらいの期間、仮置きになるのかを教えてほしい。
事業者 5	まず、仮置きの期間について、資料では、19ページ表1-10、真ん中の表に示しており、埋戻し土の仮置きについてはダンプトラックで土砂の搬入搬出を行うが、その期間は22年の8月から23年の9月がピーク時期となっており、それ以降は僅かな量だけ埋戻しの仮置きを行う計画となっている。
松木委員	この蒲生仮設用地の仮設用地以前の状況は、近隣の事業者さんが所有されている開発用地の遊休地みたいな形となっており、既に整地がされているような場所である。 そこにはもうほぼ植生はないというか、樹木のようなものではなく、写真で見る限りは草地みたいな形か。
事業者 5	樹木などは全くなく、整地をされている場所である。遊休地という状況になっていたので、草本は確認される部分もあったが、こちらは今回の蒲生仮設用地として土地の開発を新たにしたという位置づけではなく、隣接する事業者さんが物流倉庫的な位置づけで開発を行っている場所を今回仮設用地として借用するという位置づけで、仮設用地として使用する前は碎石敷の整地がなされている場所で、植生などは全く確認できないようなところとなっている。
松木委員	了解した。
多田委員	私もその蒲生の仮設用地周辺については、車の台数もすごく多くて、動物への影響で、この辺では鳥が歩いていたりとかすることがあるので、そういうものに配慮しようということはないか。それと、なぜこの蒲生のほうに移動させる必要があったのかということをもう一度説明いただきたい。
事業者 5	車両通行に関しては、主にはロードキルかと考えているが、ロードキルについては、なるべく蒲生干潟から離れたルートを選定するという観点、かつダンプトラックといった大型車両が通行する上で支障がないルートという観点で、20ページにお示しをしている。蒲生干潟の防潮堤に直接隣接するような道路を採用するのではなく、1本西側に入ったようなルートを選定することによって、できる限り蒲生干潟に生息する鳥類などに対する影響を軽減するような計画としている。

仮設用地の場所については、なるべく発電所計画地の近傍で、かつ、なるべく住居などの配慮施設がない場所というふうな観点で土地の検討を行っていた。その上で、従前検討していたのが七ヶ浜の仮設用地と蒲生の仮設用地という場所であった。そのうち、当初、埋戻し土の仮置きについては七ヶ浜仮設用地で実施することを検討していたが、こちらについて、一部、埋蔵文化財包蔵地とエリアが重複するようことが確認されたので、そういった点から埋戻し土の仮置きという、盛土に近いようなものを実施することについて、七ヶ浜町さんをはじめとしてご指導いただいた結果、この蒲生仮設用地で埋戻し土の仮置きを行うという計画に変更させていただいた。

ちなみに、蒲生仮設用地における埋戻し土の仮置きに当たっては、先ほどご説明したとおり、大気質、騒音・振動などについて、十分な環境保全措置を講じる計画としている。

多田委員

了解した。

西條委員

蒲生仮設用地における土の仮置場というのは用途が分かるが、七ヶ浜仮設用地はどういう使い方になるか。

事業者 5

主には、発電所を建設する際に使用する資材の仮置場となる。発電所の用地には多くの資材をゆくゆくは搬入することになるが、発電所の敷地自体のエリアが限られていることから、一旦こういった仮設用地に資材を仮置きし、その中で工事の進捗状況に応じて資材を発電所計画地のほうに搬入していく計画としている。

西條委員

了解した。

大野委員

蒲生仮設用地について、騒音とか粉じんの対策はもちろん重要だが、雨水による土砂の流出というのが多分干渉にはすごく大きなインパクトを与えると思っていて、近年、大雨が急に降ったりとか、やっぱり降水量も増えていくので、できればほかの場所を検討していただきたいと思う。

山田会長

ご意見を踏まえて、ここの雨が降った後のたまたま水の排出の計画というのはどうなっているか。

事業者 5

雨水濁水、特に埋戻し土の仮置きを行う際の雨水濁水については、この蒲生仮設用地に設置をする沈殿槽でもって S S 分を除去した後に、仙台市の公共雨水井に排除する計画としている。濁水という観点では十分なキャパシティを持った沈殿槽を設置する計画とし、宮城県の残土条例（土砂等の埋立て等の規制に関する条例）に基づく許可も既に取得しており、このときに設定している雨量強度を想定した形で、十分に雨水濁水の処理ができる沈殿槽を設置する対策を講じることとしている。

ほかの場所というふうなご指摘をいただいた部分について、そういった面も含めて七ヶ浜、蒲生仮設用地というところで、影響を及ぼすことについて

	は十分な対策を講じることによって影響を低減する、蒲生干潟に対して影響を及ぼさないようにするというような観点での保全措置を講じた上で使用させていただきたいと考えている。
大野委員	対策は取っていただくのはもちろんだが、できればその土砂の仮置きとかなるべく軽減する方向に検討していただきたい。あと、この蒲生干潟を守っていらっしゃる市民の方たちに十分な対応を取っていただくこと。もし蒲生干潟に何らかの被害があった場合の対策というのもきちんと考えていただくことを要望する。
山田会長	それに付け加えて、要するにしっかりとした措置を設けるから大丈夫ではなくて、この蒲生干潟というのは市民からの注目度が非常に高い自然地域だから、それに見合うモニタリングをしっかりとやっていただきたい。そうすると、25ページにあるその評価項目の選定で配慮事項には収まらないのではないかと思っていた。ここもどうするのか、簡略化項目をどうするのかも含めて、もう一度検討いただけないか。
事業者5	今、山田先生からいただいたご指摘は、水の濁りの工事に伴う排水の部分であるということで承知した。検討が必要になる部分もあるため、どういうふうな予測評価、影響評価ができるかというところの検討も含めて、対応させていただきたい。
山田会長	了解した。大野委員よろしいか。
大野委員	了解した。
多田委員	今の話について、そのデータの取り方だが、今、動物とかそういうのを結構省略する形の調査報告になっている。だから、それを水だけではなくて、動物とか植物の影響というのがどうなのか、特にその蒲生の仮置きのところについては調査項目に含めていただいたほうがいいということかなと思う。
山田会長	現状、配慮項目にさえなっていない。施設の稼働では項目が設けられているが、工事に伴う蒲生干潟周辺の動植物への影響についてどのように考えるか、ご検討いただけるか。
事業者5	検討させていただければと思う。ご指摘いただいたとおり、施設の稼働に係る蒲生干潟への影響という部分に関しては、評価項目に選定しており、評価書の時点では、文献調査でもって現況を把握して影響評価をした。その後、事後調査の対象とする計画を評価書に示している。そのときに稼働時の影響と対比するデータという位置づけで、工事着手前の蒲生干潟の動植物の状況について現地調査を既に実施している。このデータと対比するような形での工事時の影響に対する事後調査という点については検討できる部分もあるかと思うので、今後前向きに対応させていただければと考えている。
多田委員	了解した。

山田会長	それでは、この件については以上とする。 本日の意見などを踏まえ、今後の事業計画の検討をお願いする。
山田会長	【次第5 その他】 それでは、次第5のその他に移るが、何かあるか。
事務局	事務局より2点報告 ・廣木委員が7月末をもって退任されることについて報告 ・本日の審査案件に対する追加意見は、7月22日（金）まで
事務局	【次第6 閉会】 《審査会終了》

令和4年(0)月17日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

山田一彦

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

岩谷章雄